

防衛省設置法等の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（第一条関係）	1
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第二条関係）	2
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第三条関係）	34
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第四条関係）	38
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第五条関係）	42
○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（第六条関係）	51
○ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（附則第九条関係）	53
○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（附則第十条関係）	54
○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（附則第十一条関係）	57
○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（附則第十二条関係）	58
○ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第 号）（附則第十三条関係）	60

改正案	現行
<p>（自衛官の定数）</p> <p>第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）<u>十四万九千四百三人</u>、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）<u>四万五千四百六十二人</u>、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）<u>四万七千三百一十一人</u>並びに自衛隊法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>二千四百二十三人</u>のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>三百四十三人</u>、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千九百三十六人</u>、内部部局に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>五十人</u>並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四百六人</u>を加えた総計<u>二十四万七千五百五十四人</u>とする。</p>	<p>（自衛官の定数）</p> <p>第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）<u>十四万九千七百六十七人</u>、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）<u>四万五千四百五十二人</u>、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）<u>四万七千七百人</u>並びに自衛隊法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>二千九百九十三人</u>のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>三百四十三人</u>、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>千九百三十六人</u>、内部部局に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>五十人</u>並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官<u>四百六人</u>を加えた総計<u>二十四万七千五百五十四人</u>とする。</p>

改正案	現行
<p>（編成）</p> <p>第十五条 海上自衛隊の部隊は、自衛艦隊、地方隊、情報作戦集団、教育航空集団、練習艦隊その他の防衛大臣直轄部隊とする。</p> <p>2 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び水上艦隊、航空集団、潜水艦隊その他の直轄部隊から成る。</p> <p>3 水上艦隊は、水上艦隊司令部及び水上戦群、水陸両用戦機雷戦群、哨戒防備群その他の直轄部隊から成る。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 地方隊は、地方総監部及び直轄部隊から成る。</p> <p>7 情報作戦集団は、情報作戦集団司令部、作戦情報群及びサイバ―防護群から成る。</p> <p>8・9 （略）</p> <p>（水上艦隊司令官）</p> <p>第十六条の二 水上艦隊の長は、水上艦隊司令官とする。</p> <p>2 水上艦隊司令官は、自衛艦隊司令官の指揮監督を受け、水上艦隊の隊務を統括する。</p>	<p>（編成）</p> <p>第十五条 海上自衛隊の部隊は、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊その他の防衛大臣直轄部隊とする。</p> <p>2 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、掃海隊群その他の直轄部隊から成る。ただし、自衛艦隊司令部、護衛艦隊、航空集団及び潜水艦隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。</p> <p>3 護衛艦隊は、護衛艦隊司令部及び護衛隊群その他の直轄部隊から成る。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 地方隊は、地方総監部及び掃海隊、基地隊その他の直轄部隊から成る。ただし、地方総監部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>7・8 （略）</p> <p>（護衛艦隊司令官）</p> <p>第十六条の二 護衛艦隊の長は、護衛艦隊司令官とする。</p> <p>2 護衛艦隊司令官は、自衛艦隊司令官の指揮監督を受け、護衛艦隊の隊務を統括する。</p>

(地方総監)

第十七条 (略)

(情報作戦集団司令官)

第十七条の二 情報作戦集団の長は、情報作戦集団司令官とする。

2 情報作戦集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、情報作戦集団の隊務を統括する。

第十七条の三・第十七条の四 (略)

(部隊の長)

第十八条 自衛艦隊、水上艦隊、航空集団、潜水艦隊、地方隊、情報作戦集団、教育航空集団及び練習艦隊以外の部隊の長は、防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

(編成)

第二十条 (略)

2 航空総隊は、航空総隊司令部及び航空方面隊、警戒航空団、航空救難団その他の直轄部隊から成る。

3 7 (略)

(編成)

第二十一条の二 (略)

2 前項に定めるもののほか、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自

(地方総監)

第十七条 (略)

(新設)

第十七条の二・第十七条の三 (略)

(部隊の長)

第十八条 自衛艦隊、護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、地方隊、教育航空集団及び練習艦隊以外の部隊の長は、防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

(編成)

第二十条 (略)

2 航空総隊は、航空総隊司令部及び航空方面隊、警戒航空団、航空救難団、航空戦術教導団その他の直轄部隊から成る。

3 7 (略)

(編成)

第二十一条の二 (略)

2 前項に定めるもののほか、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自

衛隊の防衛大臣直轄部隊（陸上総隊、方面隊、自衛艦隊、地方隊、情報作戦集団、教育航空集団、練習艦隊、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団及び航空開発実験集団を除く。）は、統合運用による円滑な任務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができる。

3 (略)

(機関)

第二十四条 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関の種類は、次のとおりとする。ただし、その一部を置かないことができる。

一・二 (略)

三| 補給本部

四・五 (略)

2 前項に規定するもののほか、陸上自衛隊の機関として教育訓練研究本部を置くことができる。

3 6 (略)

(補給処)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 処長は、防衛大臣の定めるところにより、処務を掌理する。

衛隊の防衛大臣直轄部隊（陸上総隊、方面隊、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団及び航空開発実験集団を除く。）は、統合運用による円滑な任務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができる。

3 (略)

(機関)

第二十四条 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関の種類は、次のとおりとする。ただし、その一部を置かないことができる。

一・二 (略)

(新設)

三・四 (略)

2 前項に規定するもののほか、陸上自衛隊の機関として教育訓練研究本部及び補給統制本部を、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関として補給本部を置くことができる。

3 6 (略)

(補給処)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 処長は、防衛大臣の定めるところにより、処務を掌理する。ただし、防衛大臣は、必要があると認められる場合には、方面総監に陸上自衛隊の補給処の処長を指揮監督させることができる。

(削る)

- 4 処長がその処務を掌理するに当たつては、補給本部長の指揮監督を受けるものとする。

(補給本部)

第二十六条の二 補給本部においては、前条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに補給処の管理を行うとともに、陸上自衛隊及び海上自衛隊の補給本部においては、同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行う。

- 2 補給本部に、補給本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

- 3 補給本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。ただし、防衛大臣は、必要があると認める場合には、陸上総隊司令官、自衛艦隊司令官又は航空総隊司令官に指揮監督させることができる。

(削る)

- 4 陸上自衛隊の補給処の処長がその処務を掌理するに当たつては、

補給統制本部長の統制に従わなければならない。

- 5 海上自衛隊又は航空自衛隊の補給処の処長がその処務を掌理するに当たつては、補給本部長の指揮監督を受けるものとする。

(新設)

(補給統制本部)

第二十七条の三 補給統制本部においては、陸上自衛隊における第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務並びに同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行う。

- 2 補給統制本部に、補給統制本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

- 3 補給統制本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。

(削る)

(特別の事務)

第二十八条 防衛大臣は、必要があると認めるときは、校長、処長、病院長、教育訓練研究本部長又は補給本部長に校務、処務、院務又は部務以外の事務を処理させることができる。この場合においては、防衛大臣は、これらの事務について統合作戦司令官、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、自衛艦隊司令官、地方総監又は航空総隊司令官に校長、処長、病院長、教育訓練研究本部長又は補給本部長を指揮監督させることができる。

(地方協力本部)

第二十九条 地方協力本部においては、地方における涉外及び広報、自衛官の募集その他防衛大臣の定める事務を行う。

2・3 (略)

(補給本部)

第二十七条の四 補給本部においては、海上自衛隊又は航空自衛隊における第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに海上自衛隊又は航空自衛隊の補給処の管理を行うとともに、海上自衛隊の補給本部においては、同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行う。

2 補給本部に、補給本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 補給本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。ただし、防衛大臣は、必要があると認める場合には、自衛艦隊司令官又は航空総隊司令官に指揮監督させることができる。

(特別の事務)

第二十八条 防衛大臣は、必要があると認めるときは、校長、処長、病院長、教育訓練研究本部長、補給統制本部長又は補給本部長に校務、処務、院務又は部務以外の事務を処理させることができる。この場合においては、防衛大臣は、これらの事務について統合作戦司令官、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、自衛艦隊司令官、地方総監又は航空総隊司令官に校長、処長、病院長、教育訓練研究本部長、補給統制本部長又は補給本部長を指揮監督させることができる。

(地方協力本部)

第二十九条 地方協力本部においては、地方における涉外及び広報、自衛官及び自衛官候補生の募集その他防衛大臣の定める事務を行う。

2・3 (略)

(服制)

第三十三条 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、学生（防衛省設置法第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。第九十八条第一項及び第九十九条の二第一項を除き、以下同じ。）、生徒その他その勤務の性質上制服を必要とする隊員の服制は、防衛省令で定める。

（陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間等）

第三十六条 (略)

(削る)

(削る)

- (削る)
- 2| 前項の規定は、陸士長等、海士長等又は空士長等で、志願に基づき陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものについては、適用しない。
  - 3| 5| (略)

(服制)

第三十三条 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、学生（防衛省設置法第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。第九十八条第一項を除き、以下同じ。）、生徒その他その勤務の性質上制服を必要とする隊員の服制は、防衛省令で定める。

（陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間等）

第三十六条 (略)

2| 自衛官候補生は、その修了後引き続き前項の規定に基づき任用される自衛官として必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を受けるものとする。

3| 自衛官候補生の任用期間は、三月を基準として前項に規定する教育訓練に要する期間を勘案して防衛省令で定めるものとし、自衛官候補生から引き続き第一項の自衛官に任用された者の当該自衛官としての任用期間は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間からその者の自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間とする。

4| 自衛官候補生の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

- 5| 前各項の規定は、陸士長等、海士長等又は空士長等で、志願に基づき陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものについては、適用しない。
- 6| 8| (略)

(自衛官への定年退職者等の再任用)

第四十五条の二 任免権者は、前条第一項の規定により退職した者又は同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年(任期の末日がその者が年齢六十年に達する日前となる場合にあつては、三年)を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給その他防衛大臣の定める業務を行うことを職務とする常時勤務を要する官職に採用することができる。

2、4 (略)

(品位を保つ義務)

第五十八条 (略)

2 自衛官、学生及び生徒は、防衛大臣の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

(委任規定)

第七十二条 (略)

(勤続報奨金)

第七十二条の二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官

(第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。)がその任用期間のうち防衛省令で定める期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務したときは、防衛省令で定めるところにより、その者に対し、勤続報奨金を支給することができる。

(自衛官への定年退職者等の再任用)

第四十五条の二 任免権者は、前条第一項の規定により退職した者又は同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年(任期の末日がその者が年齢六十年に達する日前となる場合にあつては、三年)を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給その他防衛大臣の定める業務を行うことを職務とする常時勤務を要する官職に引き続き採用することができる。

2、4 (略)

(品位を保つ義務)

第五十八条 (略)

2 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒は、防衛大臣の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

(委任規定)

第七十二条 (略)

(新設)

(予備自衛官である者の使用者に対する給付金)

第七十三条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官(第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。第二号及び次条第一項において同じ。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該予備自衛官である者の使用者(政令で定める者を除く。)に対し、当該予備自衛官である者が当該使用者の事業に従事することができない間における当該事業の継続に伴う負担を考慮して政令で定める額に、当該各号に定める日の数を乗じて得た額を、予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金として支給することができる。

一・二 (略)

2 (略)

(事業を営む予備自衛官に対する給付金)

第七十三条の四 防衛大臣又はその委任を受けた者は、事業を営む予備自衛官が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときであつて、当該事業を継続するときは、当該予備自衛官に対し、自ら当該事業を行うことができない間における当該事業の継続に伴う負担を考慮して政令で定める額に、当該各号に定める日の数を乗じて得た額を、当該予備自衛官の事業の継続に資するための給付金として支給することができる。

一 前条第一項第一号に掲げる場合 自衛官としての勤務のために当該事業を行うことができなかった日(招集に応じて出頭し

(予備自衛官である者の使用者に対する給付金)

第七十三条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官(第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。第二号において同じ。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該予備自衛官である者の使用者(政令で定める者を除く。)に対し、当該予備自衛官である者が当該使用者の事業に従事することができない間における当該事業の継続に伴う負担を考慮して政令で定める額に、当該各号に定める日の数を乗じて得た額を、予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金として支給することができる。

一・二 (略)

2 (略)

(新設)

た日から招集の解除の日までの間の日に限る。)

二 前条第一項第二号に掲げる場合 当該負傷又は疾病の療養のために当該事業を行うことができなかつた日(招集の解除の日又は第七十一条第一項の招集期間の終了の日の翌日以後最初に当該事業を行うことができなかつた日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。)

2 前項に定めるもののほか、同項の給付金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第七十五条の七 削除

(準用)

第七十五条の八 第六十七条第一項及び第三項、第六十八条から第六十九条の二まで並びに第七十二条の二から第七十五条までの規定は、即応予備自衛官について準用する。この場合において、第六十七条第三項中「前二項の規定により任用された」とあるのは「採用された」と、第六十八条第一項中「前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された」とあるのは「即応予備自衛官に採用された」と、「任用の」とあるのは「採用の」と、同条第二項、第三項及び第四項中「第七十条第一項各号」とあるのは

(勤続報奨金)

第七十五条の七 防衛大臣又はその委任を受けた者は、即応予備自衛官(第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。)がその任用期間のうち防衛省令で定める期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務したときは、防衛省令で定めるところにより、その者に対し、勤続報奨金を支給することができる。

(準用)

第七十五条の八 第六十七条第一項及び第三項、第六十八条から第六十九条の二まで並びに第七十三条から第七十五条までの規定は、即応予備自衛官について準用する。この場合において、第六十七条第三項中「前二項の規定により任用された」とあるのは「採用された」と、第六十八条第一項中「前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された」とあるのは「即応予備自衛官に採用された」と、「任用の」とあるのは「採用の」と、同条第二項、第三項及び第四項中「第七十条第一項各号」とあるのは「

は「第七十五条の四第一項各号」と、同条第二項中「年齢六十二年」とあるのは「第四十五条第二項の規定により階級ごとに政令で定める年齢から三年を減じた年齢」と、「予備自衛官に」とあるのは「即応予備自衛官に」と、第六十九条の二第一項中「予備の」とあるのは「即応予備の」と、同条第二項中「第七十一条」とあるのは「第七十五条の五」と、第七十二条の二、第七十三条の二及び第七十三条の三第一項中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、同項第二号及び第七十三条の四第一項第二号中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十三条の五第一項」と、第七十四条第二項中「国民保護等招集若しくは災害招集」とあるのは「国民保護等招集、治安招集若しくは災害等招集」と、第七十五条第一項ただし書中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十五条の五第一項」と、同条第二項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十五条の四第三項」と読み替えるものとする。

(後方支援活動等)

第八十四条の五 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。

一・二 (略)

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号) 大規模な災害に対処する物品役務相互提供協定(自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間の物品又は役務の相互の提供に関する我が国と当該締約国との間の条約そ

第七十五条の四第一項各号」と、同条第二項中「年齢六十二年」とあるのは「第四十五条第二項の規定により階級ごとに政令で定める年齢から三年を減じた年齢」と、「予備自衛官に」とあるのは「即応予備自衛官に」と、第六十九条の二第一項中「予備の」とあるのは「即応予備の」と、同条第二項中「第七十一条」とあるのは「第七十五条の五」と、第七十三条の二中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、第七十三条の三第一項中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、同項第二号中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十五条の五第一項」と、第七十四条第二項中「国民保護等招集若しくは災害招集」とあるのは「国民保護等招集、治安招集若しくは災害等招集」と、第七十五条第一項ただし書中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十五条の五第一項」と、同条第二項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十五条の四第三項」と読み替えるものとする。

(後方支援活動等)

第八十四条の五 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。

一・二 (略)

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号) 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツの軍隊に対する物品の提供

他の国際約束であつて、物品又は役務の相互の提供を実施する活動及び提供する物品又は役務並びに当該提供を実施する場合における決済その他の手続について定めるものをいう。第百条の九において同じ。）の我が国以外の締約国（次項第四号、第百条の八及び第百条の九において「締約国」という。）の軍隊に対する物品の提供

四 (略)

2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一～三 (略)

四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 部隊等による国際平和協力業務、委託に基づく輸送及び大規模な災害に対処する締約国の軍隊に対する役務の提供

五 (略)

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。

2 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

3 (略)

四 (略)

2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一～三 (略)

四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 部隊等による国際平和協力業務、委託に基づく輸送及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツの軍隊に対する役務の提供

五 (略)

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

2 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

3 (略)

(償還金)

第九十九条 (略)

(留学費用の償還)

第九十九条の二 留学(防衛大学校に相当する外国の軍隊の教育機関の課程に在学してその課程を履修する研修(三年以内の研修を除く。)であつて、学生(防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。以下この項において同じ。)の同意を得て、国が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)を命ぜられた学生は、次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、それぞれ当該各号に定める金額を国に償還しなければならない。

一 当該留学を開始した日から自衛官に任用される日までの期間  
当該留学のために国が支出した留学費用(旅費その他の留学に必要な費用として政令で定めるものをいう。次号において同じ。)の総額に相当する金額

二 自衛官に任用される日の翌日から起算した在職期間が八年に達するまでの期間  
当該留学のために国が支出した留学費用の総額に相当する金額に、同日から起算した自衛官としての在職期間が通増する程度に応じて百分の百から一定の割合で通減するように政令で定める率を乗じて得た金額

2 前項の離職した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を含まないものとする。

一 死亡により離職したとき。

二 公務による災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号

(償還金)

第九十九条 (略)

(新設)

の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として政令で定める場合

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による償還に關し必要な事項は、政令で定める。

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条から第百条の八までにおいて同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 一十一 (略)

2 4 (略)

(締約国の軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の八 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる締約国の軍隊（合衆国軍隊を除く。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該締約国の軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及び締約国の軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する締約国の軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に關する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当する締約国の軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 一十一 (略)

2 4 (略)

(オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の八 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるオーストラリア軍隊（オーストラリアの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該オーストラリア軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びオーストラリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するオーストラリア軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に關する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するオーストラリア軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合

に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当する締約国の軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する締約国の軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う締約国の軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行う締約国の軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う締約国の軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行う締約国の軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う

衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するオーストラリア軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するオーストラリア軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うオーストラリア軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う

## 締約国の軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う締約国の軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在する締約国の軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により締約国の軍隊の施設（当該締約国にあるものに限る。〔に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行う締約国の軍隊

2 防衛大臣は、前項各号に掲げる締約国の軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該締約国の軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる締約国の軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げる締約国の軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げる締約国の軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関

## オーストラリア軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するオーストラリア軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりオーストラリア内にあるオーストラリア軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うオーストラリア軍隊

2 防衛大臣は、前項各号に掲げるオーストラリア軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該オーストラリア軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるオーストラリア軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げるオーストラリア軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるオーストラリア軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港

する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）  
4 第一項に規定する物品の提供には、武器（同項の締約国の軍隊がインドの軍隊である場合には、弾薬を含む。）の提供は含まないものとする。

（締約国の軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の九 この法律又は他の法律の規定により、締約国の軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、当該締約国との間の物品役務相互提供協定の定めるところによる。

（削る）

湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）  
4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の九 この法律又は他の法律の規定により、オーストラリア軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の定めるところによる。

（英国軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の十 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる英国軍隊（英国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該英国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及び英国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する英国軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当する英国軍隊、武力攻撃事態等及び存立

危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当する英国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する英国軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う英国軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行う英国軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う英国軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行う英国軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該

部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う  
英国軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う英国軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在する英国軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により英国内にある英国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行う英国軍隊

2 | 防衛大臣は、前項各号に掲げる英国軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該英国軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 | 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる英国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げる英国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げる英国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する

(削る)

業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）  
4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（英国軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の十一 この法律又は他の法律の規定により、英国軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の定めるところによる。

（フランス軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の十二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるフランス軍隊（フランスの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該フランス軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びフランス軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するフランス軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するフランス軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動

(削る)

に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するフランス軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するフランス軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うフランス軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うフランス軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うフランス軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うフランス軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う

フランス軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うフランス軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するフランス軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりフランス内にあるフランス軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うフランス軍隊

2 | 防衛大臣は、前項各号に掲げるフランス軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該フランス軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 | 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるフランス軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げるフランス軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるフランス軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（こ

(削る)

4 | れらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。) |  
| 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないもの |  
| とする。 |

(フランス軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第百条の十三 | この法律又は他の法律の規定により、フランス軍隊 |  
| に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品 |  
| の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供 |  
| を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別 |  
| 段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とフランス共和国の |  
| 軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政 |  
| 府とフランス共和国政府との間の協定の定めるところによる。 |

(カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の十四 | 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるカ |  
| ナダ軍隊(カナダの軍隊をいう。以下この条及び次条において同 |  
| じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生 |  
| じない限度において、当該カナダ軍隊に対し、自衛隊に属する物 |  
| 品の提供を実施することができる。 |

一 | 自衛隊及びカナダ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参 |  
| 加するカナダ軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安 |  
| 全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規 |  
| 定する合衆国軍隊等に該当するカナダ軍隊、武力攻撃事態等及 |  
| び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い |  
| 我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外 |  
| 国軍隊に該当するカナダ軍隊及び国際平和共同対処事態に際し |

(削る)

て我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するカナダ軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うカナダ軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うカナダ軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うカナダ軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関

する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するカナダ軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりカナダ内にあるカナダ軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うカナダ軍隊

2 | 防衛大臣は、前項各号に掲げるカナダ軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該カナダ軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 | 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるカナダ軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げるカナダ軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるカナダ軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4 | 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないもの

(削る)

とする。

(カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第百条の十五 この法律又は他の法律の規定により、カナダ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の定めるところによる。

(インド軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の十六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるインド軍隊(インドの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該インド軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びインド軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するインド軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するインド軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するインド軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該

(削る)

当するインド軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うインド軍隊

三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うインド軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うインド軍隊

五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の第四項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うインド軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うインド軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活

動と同種の活動を行うインド軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するインド軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりインド内にあるインド軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うインド軍隊

2 | 防衛大臣は、前項各号に掲げるインド軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該インド軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3 | 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるインド軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げるインド軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるインド軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4 | 第一項に規定する物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供は含まないものとする。

(削る)

(削る)

(インド軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第百条の十七 この法律又は他の法律の規定により、インド軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の定めるところによる。

(ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の十八 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるドイツ軍隊(ドイツの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該ドイツ軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びドイツ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するドイツ軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するドイツ軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するドイツ軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するドイツ軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。)

- 二 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うドイツ軍隊
- 三 天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うドイツ軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの
- 四 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うドイツ軍隊
- 五 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の第四項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うドイツ軍隊
- 六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うドイツ軍隊
- 七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うドイツ軍隊
- 八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において

同じ。)のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するドイツ軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりドイツ内にあるドイツ軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うドイツ軍隊

2| 防衛大臣は、前項各号に掲げるドイツ軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該ドイツ軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3| 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるドイツ軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げるドイツ軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げるドイツ軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4| 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

(ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第百条の十九 この法律又は他の法律の規定により、ドイツ軍隊に

(船舶法等の適用除外)

第百九条 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)、船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)及び小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百二号)の規定は、自衛隊の使用する船舶(水陸両用車両を含む。以下この条から第百十一条までにおいて同じ。)及び装備移転(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和五年法律第五十四号)第二条第四項に規定する装備移転をいう。)の対象となる船舶として製造されるもの(水陸両用車両を含む。以下この項、第百十一条の二及び第百十一条の三において「装備移転船舶」という。)については、適用しない。ただし、船舶安全法第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は、自衛隊の使用する船舶のうち政令で定める船舶及び装備移転船舶については、適用があるものとする。

2 (略)

(自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等)  
第百十一条 (略)

対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の定めるところによる。

(船舶法等の適用除外)

第百九条 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)、船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)及び小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百二号)の規定は、自衛隊の使用する船舶(水陸両用車両を含む。以下この条から第百十一条までにおいて同じ。)については、適用しない。ただし、船舶安全法第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は、自衛隊の使用する船舶のうち政令で定める船舶については、適用があるものとする。

2 (略)

(自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等)  
第百十一条 (略)

(装備移転船舶についての技術上の基準)

第百十一条の二 防衛大臣は、装備移転船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準を定めなければならない。

(新設)

(検査)

第百十一条の三 装備移転船舶は、前条の技術上の基準に適合するかどうかについて防衛省令で定めるところにより防衛大臣の検査を受け、かつ、これに合格したものでなければ、航行の用に供してはならない。

(新設)

改正案	現行
<p>（航空法等の適用除外）</p> <p>第七十七条 航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四條第二項、第三十八條第一項、第五十七條から第五十九條まで、第六十五條、第六十六條、第八十六條、第八十九條、第九十條、第三十一條の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五條の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七條第二項において準用する場合を含む。）、第三十二條の二、第三十二條の五、第三十二條の八十五、第三十二條の八十六（第一項を除く。）から第三十二條の八十九まで並びに第三十四條第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及び装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二条第四項に規定する装備移転をいう。第九九條第一項において同じ。）の対象となる航空機として製造されるもの（第七項において「装備移転航空機」という。）（以下この条及び附則第七項において「自衛隊の使用する航空機等」と総称する。）並びにこれらに乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p>	<p>（航空法等の適用除外）</p> <p>第七十七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四條第二項、第三十八條第一項、第五十七條から第五十九條まで、第六十五條、第六十六條、第八十六條、第八十九條、第九十條、第三十一條の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五條の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七條第二項において準用する場合を含む。）、第三十二條の二、第三十二條の五、第三十二條の八十五、第三十二條の八十六（第一項を除く。）から第三十二條の八十九まで並びに第三十四條第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p>
<p>2 （略）</p> <p>3 自衛隊の使用する航空機等及びこれらに乗り組んで運航に従事</p>	<p>2 （略）</p> <p>3 自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従</p>

する者についての航空法第六章及び第十一章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

4 (略)

5 防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊の使用する航空機等の安全性及び運航に関する基準、これらに乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

6 (略)

7 装備移転航空機を製造する者は、第五項の規定により防衛大臣が定める基準（装備移転航空機に係るものに限る。）に適合することについて、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣の確認を受けなければならない。

8 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第五条の規定は、自衛隊の使用する航空機等について発生した同法第二条第二項の航空事故等（自衛隊の使用する航空機等と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機との間に発生したものを除く。）については、適用しない。

9 (略)

（船舶法等の適用除外）

第九九条 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）及び小型船舶の登録等に関する法律（

事する者についての航空法第六章及び第十一章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

4 (略)

5 防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

6 (略)

（新設）

7 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第五条の規定は、自衛隊の使用する航空機等について発生した同法第二条第二項の航空事故等（自衛隊の使用する航空機等と自衛隊以外の者が使用する航空機との間に発生したものを除く。）については、適用しない。

8 (略)

（船舶法等の適用除外）

第九九条 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）及び小型船舶の登録等に関する法律（

平成十三年法律第百二二号)の規定は、自衛隊の使用する船舶(水陸両用車両を含む。以下この条から第百十一条までにおいて同じ。 )及び装備移転の対象となる船舶として製造されるもの(水陸両用車両を含む。以下この項及び次条から第百十一条の二までにおいて「装備移転船舶」という。)については、適用しない。ただし、船舶安全法第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は、自衛隊の使用する船舶のうち政令で定める船舶及び装備移転船舶については、適用があるものとする。

## 2 (略)

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外)

第百十条 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)の規定は、自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶並びにこれらに乗り組んで船舶職員の業務に従事する者又はこれらに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する者については、適用しない。

(自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶についての技術上の基準等)

第百十一条 防衛大臣は、自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

平成十三年法律第百二二号)の規定は、自衛隊の使用する船舶(水陸両用車両を含む。以下この条から第百十一条までにおいて同じ。 )及び装備移転(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和五年法律第五十四号)第二条第四項に規定する装備移転をいう。)の対象となる船舶として製造されるもの(水陸両用車両を含む。以下この項、第百十一条の二及び第百十一条の三において「装備移転船舶」という。)については、適用しない。ただし、船舶安全法第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は、自衛隊の使用する船舶のうち政令で定める船舶及び装備移転船舶については、適用があるものとする。

## 2 (略)

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外)

第百十条 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)の規定は、自衛隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員又はこれに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

(自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等)

第百十一条 防衛大臣は、自衛隊の使用する船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

(削る)

(検査等)

第百十一条の二 (略)

2 装備移転船舶を航行しようとする者は、前条の配員の基準に従つて配員して航行することについて防衛省令で定めるところにより防衛大臣の確認を受けた後でなければ、これを航行してはならない。

附 則

1～6 (略)

7 航空法附則第六条及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第六条第二項において準用する航空法第三十一条の二の五第四項及び第六項の規定は、自衛隊の使用する航空機等並びにこれらに乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者については、適用しない。

8～19 (略)

(装備移転船舶についての技術上の基準)

第百十一条の二 防衛大臣は、装備移転船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準を定めなければならない。

(検査)

第百十一条の三 (略)

(新設)

附 則

1～6 (略)

7 航空法附則第六条及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第六条第二項において準用する航空法第三十一条の二の五第四項及び第六項の規定は、自衛隊の使用する航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者については、適用しない。

8～19 (略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）について、その給与、自衛官任用一時金、指定場所生活調整金、公務又は通勤（第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）による災害補償及び若年定年退職者給付金に関する事項並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（航空手当等）</p> <p>第十六条 次の各号に掲げる職員として政令で定める自衛官には、それぞれ当該各号に定める手当を支給する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 航空管制官 航空管制官手当</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項各号に定める手当の額は、同項の自衛官の受ける俸給の百分の九十以内において政令で定める。</p> <p>（俸給の特別調整額等の支給方法）</p>	<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）について、その給与、自衛官任用一時金、公務又は通勤（第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）による災害補償及び若年定年退職者給付金に関する事項並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（航空手当等）</p> <p>第十六条 次の各号に掲げる職員として政令で定める自衛官には、それぞれ当該各号に定める手当を支給する。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項各号に定める手当の額は、同項の自衛官の受ける俸給の百分の八十以内において政令で定める。</p> <p>（俸給の特別調整額等の支給方法）</p>

第十九条 第十一条の三、第十四条及び第十六条から第十八条までに定めるものを除くほか、職員の俸給の特別調整額、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航空管制官手当、航海手当及び営外手当の支給方法に関し必要な事項は、政令で定める。

(予備自衛官等の給与)

第二十四条の三 (略)

2 前項の予備自衛官手当の月額は、一万二千三百円とする。

3・4 (略)

第二十四条の四 (略)

2 前項の即応予備自衛官手当の月額は、一万八千五百円とする。

3 (略)

(自衛官任用一時金の支給)

第二十六条の二 (略)

(指定場所生活調整金の支給)

第二十六条の三 自衛隊法第三十六条第二項に規定する自衛官候補

生から引き続き同条第一項の自衛官に任用された者及び同条第五項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるもの(以下この項において「防衛大臣の定める陸曹候補者等」という。)が、基準期間(自衛官候補生又は防衛大臣の定める陸曹候補者等の採用の日から六年を

第十九条 第十一条の三、第十四条及び第十六条から第十八条までに定めるものを除くほか、職員の俸給の特別調整額、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航海手当及び営外手当の支給方法に関し必要な事項は、政令で定める。

(予備自衛官等の給与)

第二十四条の三 (略)

2 前項の予備自衛官手当の月額は、四千円とする。

3・4 (略)

第二十四条の四 (略)

2 前項の即応予備自衛官手当の月額は、一万六千円とする。

3 (略)

(自衛官任用一時金の支給)

第二十六条の二 (略)

(新設)

経過するまでの期間をその初日以後一年ごとに区分した期間をいう。)の全部を第十八条第一項に規定する集团的居住場所その他の防衛大臣が定める場所に居住する場合には、当該基準期間に係る指定場所生活調整金を支給する。

2 前項の指定場所生活調整金の額は、政令で定める。

3 第一項の指定場所生活調整金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 (略)

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、常勤の防衛大臣政策参与にあつては俸給、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、本省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当とし、自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当、管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当(当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当について同じ。)、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航空管制官手当及び営外手当(陸曹等であつて営

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 (略)

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、常勤の防衛大臣政策参与にあつては俸給、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、本省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当とし、自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当、管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当(当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当について同じ。)、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当(陸曹等であつて営外手当の支給を受けなかつた者(特

外手当の支給を受けなかつた者（特定任期付職員を除く。）にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額）とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。

定任期付職員を除く。）にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額）とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第五条関係）  
 ※「現行」は、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十八号）第二条による改正後のもの（令和七年四月一日から施行）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）について、その給与、指定場所生活調整金、公務又は通勤（第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）による災害補償及び若年定年退職者給付金に関する事項並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（俸給）</p> <p>第四条 防衛省の事務次官、防衛審議官、防衛装備庁長官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣政策参与、自衛官、予備自衛官等、防衛大学校又は防衛医科大学の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」という。）、生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。）及び非</p>	<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）について、その給与、自衛官任用一時金、指定場所生活調整金、公務又は通勤（第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）による災害補償及び若年定年退職者給付金に関する事項並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（俸給）</p> <p>第四条 防衛省の事務次官、防衛審議官、防衛装備庁長官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣政策参与、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官等、防衛大学校又は防衛医科大学の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」という。）、生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。以下</p>

常勤の者でないもの（以下「事務官等」という。）には、政令で定める適用範囲の区分に従い、別表第一並びに一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一、別表第五、別表第六イ、別表第七、別表第八、別表第十及び別表第十一に定める額の俸給を支給する。

256 (略)

（期末手当及び勤勉手当）

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めるところとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めるところとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十六・二五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるの

同じ。）及び非常勤の者でないもの（以下「事務官等」という。）には、政令で定める適用範囲の区分に従い、別表第一並びに一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一、別表第五、別表第六イ、別表第七、別表第八、別表第十及び別表第十一に定める額の俸給を支給する。

256 (略)

（期末手当及び勤勉手当）

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めるところとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めるところとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十六・二五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項中「職務の

は「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十（特定管理職員にあつては百分の六十、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2 (略)

(療養等)

第二十二條 自衛官、訓練招集に依じている予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に依じている予備自衛官補、学生並びに生徒（以下この条において「本人」という。）が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかつた場合には、国は、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法中組合員に対する療

級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十（特定管理職員にあつては百分の六十、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2 (略)

(療養等)

第二十二條 自衛官、自衛官候補生、訓練招集に依じている予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に依じている予備自衛官補、学生並びに生徒（以下この条において「本人」という。）が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかつた場合には、国は、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法中組

養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する規定の例により、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給を行うほか、これらの給付又は支給にあわせて、これらに準ずる給付又は支給を行うことができる。

2 15 (略)

(削る)

(予備自衛官等の給与)

第二十四条の二 (略)

第二十四条の三 第二十四条の五 (略)

合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する規定の例により、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給を行うほか、これらの給付又は支給にあわせて、これらに準ずる給付又は支給を行うことができる。

2 15 (略)

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 自衛官候補生には、自衛官候補生手当及び単身赴任手当を支給する。

2 前項の自衛官候補生手当の月額額は、十七万九千円とする。

3 第一項の単身赴任手当の支給については、一般職給与法第十二条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第三項中「俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「自衛官候補生」と読み替えるものとする。

4 第一項の自衛官候補生手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(予備自衛官等の給与)

第二十四条の三 (略)

第二十四条の四 第二十四条の六 (略)

第二十四条の六 第二十四条の二から前条までに規定するものほか、予備自衛官手当、即応予備自衛官手当、訓練招集手当及び教育訓練招集手当の支給について必要な事項は、政令で定める。

(削る)

(指定場所生活調整金の支給)  
第二十六条の二 自衛隊法第三十六条第一項の自衛官に任用された者及び同条第二項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものが、基準期間(これらの自衛官の採用の日から六年を経過するまでの期間をそ

第二十四条の七 第二十四条の三から前条までに規定するものほか、予備自衛官手当、即応予備自衛官手当、訓練招集手当及び教育訓練招集手当の支給について必要な事項は、政令で定める。

(自衛官任用一時金の支給)

第二十六条の二 自衛隊法第三十六条第二項に規定する自衛官候補生から引き続き同条第一項の自衛官に任用された者には、自衛官任用一時金を支給する。

2 前項の自衛官任用一時金の額は、政令で定める。

3 自衛官任用一時金の支給を受けた者が、その任用期間の満了前に離職した場合には、当該任用後の隊員としての勤続期間を考慮して政令で定める金額を国に償還しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 死亡により離職したとき。

二 公務による災害のため心身に故障を生じ、自衛隊法第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

4 前項の規定による償還義務は、本人の死亡により消滅する。

5 前各項に定めるもののほか、自衛官任用一時金の支給及び償還に關し必要な事項は、政令で定める。

(指定場所生活調整金の支給)

第二十六条の三 自衛隊法第三十六条第二項に規定する自衛官候補生から引き続き同条第一項の自衛官に任用された者及び同条第五項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるもの(以下この項において「防

の初日以後一年ごとに区分した期間をいう。)の全部を第十八条第一項に規定する集团的居住場所その他の防衛大臣が定める場所に居住する場合には、当該基準期間に係る指定場所生活調整金を支給する。

2・3 (略)

(退職手当の特例)

第二十八条 自衛隊法第三十六条の規定により任用期間を定めて任用されている自衛官(以下「任用期間の定めのある隊員」という。)がその任用期間を満了した日に退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額(俸給月額の三十分の一に相当する額をいう。以下この条において同じ。)に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日数を乗じて得た額を支給する。

(削る)

一 自衛隊法第三十六条第一項の規定により任用された者 任用期間が二年である者にあつては百日、任用期間が三年である者

衛大臣の定める陸曹候補者等」という。)が、基準期間(自衛官候補生又は防衛大臣の定める陸曹候補者等の採用の日から六年を経過するまでの期間をその初日以後一年ごとに区分した期間をいう。)の全部を第十八条第一項に規定する集团的居住場所その他の防衛大臣が定める場所に居住する場合には、当該基準期間に係る指定場所生活調整金を支給する。

2・3 (略)

(退職手当の特例)

第二十八条 自衛隊法第三十六条の規定により任用期間を定めて任用されている自衛官(以下「任用期間の定めのある隊員」という。)がその任用期間を満了した日に退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額(俸給月額の三十分の一に相当する額をいう。以下この条において同じ。)に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日数を乗じて得た額を支給する。

一 自衛官候補生から引き続き自衛隊法第三十六条第一項の規定により任用された者 同項に規定する期間が二年である者にあつては八十七日(自衛官候補生としての任用期間が三月でない者にあつては、当該任用期間を勘案して防衛省令で定めるところにより算定した日数)、同項に規定する期間が三年である者にあつては百三十七日(自衛官候補生としての任用期間が三月でない者にあつては、当該任用期間を勘案して防衛省令で定めるところにより算定した日数)

二 自衛隊法第三十六条第一項の規定により任用された者(前号の規定の適用を受けるものを除く。) 任用期間が二年である

にあつては百五十日

二 自衛隊法第三十六条第四項の規定により一回任用された者  
二百日

三 自衛隊法第三十六条第四項の規定により二回任用された者  
百五十日

四 自衛隊法第三十六条第四項の規定により三回以上任用された者  
七十五日

2 (略)

3 任用期間の定めのある隊員がその任用期間が経過する前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその者の勤続期間一月につき、第一項第一号に掲げる者にあつては四日、同項第二号に掲げる者にあつては八日、同項第三号に掲げる者にあつては六日、同項第四号に掲げる者にあつては三日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。ただし、その者の退職手当の額が国家公務員退職手当法第五条、第五条の二及び第六条の五の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。

一・二 (略)

4 (略)

5 任用期間の定めのある隊員が自衛隊法第三十六条第四項の規定により任用された場合又は同条第五項の規定によりその任用期間を延長された場合には、当該任用前又は当該延長前の任用期間が経過した日をもつて退職したものと同みなし、当該隊員に第一項及び第二項の規定による退職手当を支給する。

者にあつては百日、任用期間が三年である者にあつては百五十日

三 自衛隊法第三十六条第七項の規定により一回任用された者  
二百日

四 自衛隊法第三十六条第七項の規定により二回任用された者  
百五十日

五 自衛隊法第三十六条第七項の規定により三回以上任用された者  
七十五日

2 (略)

3 任用期間の定めのある隊員がその任用期間が経過する前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその者の勤続期間一月につき、第一項第一号及び第二号に掲げる者にあつては四日、同項第三号に掲げる者にあつては八日、同項第四号に掲げる者にあつては六日、同項第五号に掲げる者にあつては三日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。ただし、その者の退職手当の額が国家公務員退職手当法第五条、第五条の二及び第六条の五の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。

一・二 (略)

4 (略)

5 任用期間の定めのある隊員が自衛隊法第三十六条第七項の規定により任用された場合又は同条第八項の規定によりその任用期間を延長された場合には、当該任用前又は当該延長前の任用期間が経過した日をもつて退職したものと同みなし、当該隊員に第一項及び第二項の規定による退職手当を支給する。

6 自衛隊法第三十六条第五項の規定により任用期間の定めのある隊員がその任用期間を延長され、その延長された期間を任用期間の定めのある隊員として勤務して退職し、若しくは死亡した場合又はその延長された期間が経過する前に第三項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその延長された期間一月につき八日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。同項ただし書の規定は、この場合について準用する。

7 (略)

8 第五項（第十項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、任用期間の定めのある隊員が自衛隊法第三十六条第四項の規定による任用又は同条第五項の規定による任用期間の延長に際し、当該任用又は延長前の任用期間と当該任用又は延長に係る期間との引き続いた在職期間をもつて退職手当の計算の基礎となる期間とすることを希望する旨を申し出たときは、その者については、適用しない。

9 前項の規定により第五項の規定による退職手当の支給を受けなかつた任用期間の定めのある隊員（以下「未受給隊員」という。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、当該各号に定める額を支給する。

一 自衛隊法第三十六条第四項の規定により任用された任用期間（以下「継続任用期間」という。）が満了した日に退職し、又は死亡した場合 継続任用期間につき第一項及び第二項の規定の例により計算して得た額と、退職又は死亡当時の俸給日額に第五項の規定による退職手当の支給を受けていない任用期間（以下「未受給期間」という。）につき第一項各号に定める日数

6 自衛隊法第三十六条第八項の規定により任用期間の定めのある隊員がその任用期間を延長され、その延長された期間を任用期間の定めのある隊員として勤務して退職し、若しくは死亡した場合又はその延長された期間が経過する前に第三項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその延長された期間一月につき八日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。同項ただし書の規定は、この場合について準用する。

7 (略)

8 第五項（第十項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、任用期間の定めのある隊員が自衛隊法第三十六条第七項の規定による任用又は同条第八項の規定による任用期間の延長に際し、当該任用又は延長前の任用期間と当該任用又は延長に係る期間との引き続いた在職期間をもつて退職手当の計算の基礎となる期間とすることを希望する旨を申し出たときは、その者については、適用しない。

9 前項の規定により第五項の規定による退職手当の支給を受けなかつた任用期間の定めのある隊員（以下「未受給隊員」という。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、当該各号に定める額を支給する。

一 自衛隊法第三十六条第七項の規定により任用された任用期間（以下「継続任用期間」という。）が満了した日に退職し、又は死亡した場合 継続任用期間につき第一項及び第二項の規定の例により計算して得た額と、退職又は死亡当時の俸給日額に第五項の規定による退職手当の支給を受けていない任用期間（以下「未受給期間」という。）につき第一項各号に定める日数

(休職等の日が未受給期間にある場合にあつては第二項の規定を適用して得られる日数とし、未受給期間である任用期間が二以上ある場合にあつてはそれぞれの任用期間に係る日数を合算した日数。以下「未受給期間に係る日数」という。)を乗じて得た額(以下「未受給期間に係る額」という。)との合計額

二 継続任用期間又は自衛隊法第三十六条第五項の規定により任用期間を延長された期間(以下「延長期間」という。)に關し、第三項又は第六項に規定する場合に該当するに至つた場合これらの期間につき第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の例により計算して得た額と未受給期間に係る額との合計額(国家公務員退職手当法第五条、第五条の二及び第六条の五の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額)

三 (略)

10  
12 (略)

(休職等の日が未受給期間にある場合にあつては第二項の規定を適用して得られる日数とし、未受給期間である任用期間が二以上ある場合にあつてはそれぞれの任用期間に係る日数を合算した日数。以下「未受給期間に係る日数」という。)を乗じて得た額(以下「未受給期間に係る額」という。)との合計額

二 継続任用期間又は自衛隊法第三十六条第八項の規定により任用期間を延長された期間(以下「延長期間」という。)に關し、第三項又は第六項に規定する場合に該当するに至つた場合これらの期間につき第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の例により計算して得た額と未受給期間に係る額との合計額(国家公務員退職手当法第五条、第五条の二及び第六条の五の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額)

三 (略)

10  
12 (略)

改正案	現行
<p>（大規模な災害に対処する締約国の軍隊に対する物品又は役務の提供）</p> <p>第三十三条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行う締約国（自衛隊法第八十四条の五第一項第三号に規定する締約国をいう。以下この条において同じ。）の軍隊から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該締約国の軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>2 防衛大臣は、締約国の軍隊から、前項の地域において講ずべき応急の措置に必要な役務の提供に係る要請があつた場合には、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該自衛隊の部隊等に、当該締約国の軍隊に対する役務</p>	<p>（大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供）</p> <p>第三十三条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツの軍隊（以下この条において「合衆国軍隊等」という。）から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>2 防衛大臣は、合衆国軍隊等から、前項の地域において講ずべき応急の措置に必要な役務の提供に係る要請があつた場合には、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該自衛隊の部隊等に、当該合衆国軍隊等に対する役務</p>

の提供を行わせることができる。

3 (略)

4 第一項に規定する物品の提供には、武器（同項の締約国の軍隊がインドの軍隊である場合には、弾薬を含む。）の提供は含まないものとする。

(削る)

の提供を行わせることができる。

3 (略)

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

5 第一項に規定する物品の提供には、インドの軍隊に対する弾薬の提供は含まないものとする。

○ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶内並びに自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）<u>第二条第四項に規定する装備移転をいう。</u>）の対象となる船舶として製造されるもの（水陸両用車両を含む。）内における高圧ガス</p> <p>四〇九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶及び自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）内における高圧ガス</p> <p>四〇九 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（附則第十条関係）  
 ※「現行」は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十九号）による改正後のもの（公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定（第三条第一項第一号を除く。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第三条第一項、任命権者</p>	<p>、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）</p>
--------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

現 行

第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定（第三条第一項第一号を除く。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第三条第一項</p>	<p>職員（第二十三条第二項）</p>	<p>職員（自衛官候補生、第二十三条第二項）</p>
<p>任命権者</p>	<p>、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）</p>	

前条第一項及び第二項	(削る)	(略)		第十二条第一項	(略)	
各省各庁の長	(削る)	(略)	(略)	職員（	(略)	(略)
防衛大臣又はその委任を受けた者	(削る)	(略)	(略)	職員（自衛官、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者、自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者、	(略)	(略)

前条第二項	前条第一項	(略)		第十二条第一項	(略)	
各省各庁の長	各省各庁の長は、職員（	(略)	(略)	職員（	(略)	(略)
防衛大臣又はその委任を受けた者	防衛大臣又はその委任を受けた者は、職員（自衛官候補生、	(略)	(略)	職員（自衛官、自衛官候補生、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者、自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者、	(略)	(略)

2 ・ 3  (略)	(略)
	(略)
	(略)
2 ・ 3  (略)	(略)
	(略)
	(略)

○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（派遣職員に関する学資金等の返還等）</p> <p>第十一条 派遣職員に関する自衛隊法第九十八条第四項、第九十九条第一項及び第九十九条の二第一項、第二号の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>	<p>（派遣職員に関する学資金の返還等）</p> <p>第十一条 派遣職員に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>

改正案	現行
<p>（防衛省の職員への準用等）</p> <p>第二十四条 この法律（第二条第一項及び第五項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項並びに第十条第二項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第一項中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、第二条第三項中「職員、」とあるのは「職員、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者（以下「学生」という。）、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者（以下「生徒」という。）」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員（自衛官、学生及び生徒を除く。）」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「防衛大臣は」と、第七条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第十二条第四項中「国家公務員法第四百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第五項中「国家</p>	<p>（防衛省の職員への準用等）</p> <p>第二十四条 この法律（第二条第一項及び第五項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項並びに第十条第二項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第一項中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、第二条第三項中「職員、」とあるのは「職員、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者（以下「学生」という。）、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者（以下「生徒」という。）」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員（自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒を除く。）」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「防衛大臣は」と、第七条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第十二条第四項中「国家公務員法第四百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条</p>

公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）」と、「第十四条第四項中」とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第二十二条中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する同法第二十一条第一項」と、前条第二項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 第一項において準用する第七条第一項の規定により交流派遣をされた自衛官（次項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八条第四項、第九十九条第一項及び第九十九条の二第一項第二号の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

5 (略)

第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）」と、「第十四条第四項中」とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第二十二条中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する同法第二十一条第一項」と、前条第二項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 第一項において準用する第七条第一項の規定により交流派遣をされた自衛官（次項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

5 (略)

○ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自衛隊法の一部改正）            第四条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。            （略）            第九十五条の四を第九十五条の五とし、第九十五条の三の次に次の一条を加える。            （略）            第一百七十七条第一項中「（令和五年法律第五十四号）」を削る。</p>	<p>（自衛隊法の一部改正）            第四条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。            （略）            第九十五条の四を第九十五条の五とし、第九十五条の三の次に次の一条を加える。            （略）            （新設）</p>